

平成 31 年 2 月 7 日

お客様各位

日本農薬株式会社

農薬登録のご連絡の件

首記の件、下記について登録されましたのでご連絡致します。

記

適用拡大 平成 31 年 2 月 7 日付 (1 件)

・日農ノーマルト乳剤

登録第 17734 号

〈1〉適用内容の変更

- ①作物名の追加: きく(葉)/ヨウムシ類、2000 倍、収穫 7 日前まで、2 回以内
- ②使用方法の変更: 作物名「だいこん」、「キャベツ」、「だいず」の使用法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更

【追加】

| 作物名   | 適用<br>病害虫名 | 希釈倍数   | 使用液量             | 使用時期          | 本剤の<br>使用回数 | 使用方法 | テフルペンズロンを含む<br>農薬の総使用回数 |
|-------|------------|--------|------------------|---------------|-------------|------|-------------------------|
| きく(葉) | ヨウムシ類      | 2000 倍 | 100~300g<br>/10a | 収穫 7 日前<br>まで | 2 回以内       | 散布   | 2 回以内                   |

〈2〉注意事項の変更

【変更後】(変更箇所のみ)

- ・蚕に対して長期間毒性があるので、薬剤が飛散により桑の茎葉を汚染することのないように桑園のある地帯では使用しないこと。なお無人航空機による散布の実施にあたっては、事前に蚕業関係者と安全対策について十分協議すること。
- ・本剤を無人航空機で散布する場合は、次の事項に注意すること。
  - ①散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ②散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③散布薬液の飛散によって他の動植物あるいは自動車やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。

以上